

名古屋市見守り活動虎の巻検討会開催要綱



(趣 旨)

第1条 高齢者の見守り支援に関する有識者等の意見を聴取し、名古屋市において、地域で高齢者を見守り、支え合うためのネットワークづくりの推進に活用するため、「名古屋市見守り活動虎の巻」を策定するために開催する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(構 成)

第2条 検討会は、次の各号に掲げるもののうちから健康福祉局長が指名するものにより構成する。

- (1) 見守り活動に関して高度な知識及び経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 地域福祉活動実践者
- (4) 行政関係者
- (5) その他健康福祉局長が必要と認める者

第3条 (削除)

(会議の公開)

第4条 原則として公開する。ただし、健康福祉局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(謝 金)

第5条 構成員の検討会への出席に対する謝金の額は、1回11,600円とする。

(守秘義務)

第6条 構成員は、検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶 務)

第7条 検討会の庶務は、健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課において処理する。

(雑 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

検討会委員所属

・名古屋市民生委員児童委員連盟	・名古屋市老人クラブ連合会
・愛知県弁護士会	・愛知県警察名古屋市警察部企画調整課
・区社会福祉協議会	・名古屋市認知症相談支援センター
・いきいき支援センター	・障害者基幹相談支援センター
・スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課	・スポーツ市民局市民生活部消費生活課
・住宅都市局住宅部住宅企画課	・環境局事業部作業課
・消防局救急部救急課	・区保健福祉センター福祉部福祉課